

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し

1. 見直しの背景

近年、会計不正発覚の事実を公表する上場会社が増加傾向にあり、社会的影響の大きい事案も発生している¹。これらの会計不正事案は、どの市場区分からも発生しており、様々な規模の監査事務所が会計監査を担当している。

改正公認会計士法（令和5年施行）により、審査会は、監査事務所の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとされたことを踏まえ、検証方法等について整理した上で対応していくことが必要となっている。

上場会社の会計監査人については、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への異動傾向は続いており、上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大している。しかしながら、特に中小規模監査事務所については、審査会の検査において、品質管理の状況が十分でない監査事務所も見られるなど、監査事務所の体制面の弱さが監査の品質面にも影響を及ぼすことが懸念される状況となっている。

一方で、大手監査法人は時価総額ベースで上場会社の9割以上のシェアを占めており、我が国資本市場における重要性を踏まえた監査品質の維持・向上を図る必要がある。また、所属するグローバルネットワークで開発するAI²・監査ツールの導入等により、監査手法が高度化・多様化しており、大手監査法人の品質管理を含む業務運営全般についての的確に把握する必要がある。

このような監査及び監査事務所をめぐる環境の変化に対応する観点から、監査事務所等に対するモニタリング³の進め方を見直し、これを踏まえ、「監査事務所等モニタリング基本方針」についても所要の改正を行う。

¹ 日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）は、会計不正事案の発生を受け、より一層の監査品質向上の観点から、自主規制として登録時の人的体制に関する要件（社員数及び3年以上監査に従事した者の人数等）について引上げを検討することとしている。（「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」令和8年1月26日公表）

² 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）では、6大ネットワーク（Deloitte、EY、KPMG、PwC、BDO及びGrant Thornton）との対話や各メンバー当局の監査監督実務から得られた知見を踏まえ、監査におけるテクノロジー活用に係る透明性および説明責任の確保に向けた議論が行われており、監査法人がテクノロジーツールを活用する際の承認・検討プロセス、内部モニタリングのプロセスや体制等に関する検討・留意事項などが監督上の課題として示されている。

³ モニタリングとは、オンサイトのモニタリング（検査）とオフサイトのモニタリングの両方を含む概念である。オフサイトのモニタリングは、協会の品質管理レビューの結果の審査や金融庁関係部局、会計監査に係る業界団体等からの情報収集・分析等による監査事務所のリスクの把握、報告徴収による検査の改善状況のフォローアップなど、検査以外のモニタリング活動全般を指す。

2. 見直しの内容

監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するなど、オフサイトのモニタリングとオンサイトのモニタリングをより有機的に連動させて対応を図る。

(1) オンサイトのモニタリング（検査）について

リスクベースで検査を実施するほか、虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も行う。また、監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・適切に把握し、それに基づき効果的かつ効率的に検査を実施するため、よりの確に検査リソースを配分する観点から、以下のように監査事務所の規模別の標準的な検査頻度を見直す。なお、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

① 大手監査法人

フルスコープ検査、フォローアップ検査（前回検査での指摘事項の改善状況の検証を中心とする等）に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検査や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー⁴等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリング⁵を実施する。

② 準大手監査法人

原則、2年に一度の頻度で検査を実施する。ただし、品質管理の状況が向上し、継続的に業務運営が良好な法人については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討する。また、所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いとすることも検討する。

③ 中小規模監査事務所

協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、リスクベースで検査先を選定するとともに、検査件数も増加させる。

⁴ 水平的レビューでは、特定のテーマを対象として4法人を横断的に検証し、特徴ある先進的事例等の把握に努める。

⁵ 大手監査法人については、年間を通じて担当の検査官を任命し、継続的かつ専断的にモニタリングを実施する。

(2) オフサイトのモニタリングについて

協会の品質管理レビューの検証、報告徴収・ヒアリング、対話等の基本的な枠組みは変わらないが、監査及び監査事務所をめぐる環境の変化を踏まえ、以下の点を特に意識しつつ対応を行う。

① 情報収集・分析

協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所のリスクを適時・的確に把握するとともに、監査における IT・AI の導入状況や被監査会社の決算の訂正状況等についても情報収集・分析を行う。

② 報告徴収・ヒアリング（検査結果のフォローアップ等）

検査結果に対するフォローアップを適切に行っていくこととし、特に業務運営が良好でないと認められる監査事務所については、報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

以 上